

25 日 獣 発 第 223 号

平成 25 年 11 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、平成 25 年 10 月 30 日付け 25 消安第 3421 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）」において設定された指導基準を追加及び改正することとし、当該通知を別紙のとおり改正したことを、各都道府県知事宛てに通知した旨、了知の上、本会会員に周知徹底の協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第3421号  
平成25年10月30日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の  
会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

25消安第3421号

平成25年10月30日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米（以下「稲わら等」という。）における農薬の残留基準については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け6.3畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）」において指導基準として設定しております。

今般、稲わら等における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、指導基準を追加及び改正することとし、当該通知を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、貴管下関係者に対し周知していただきますよう宜しくお願いします。



(別紙)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)新旧対照表

改正後				改正前			
別紙				別紙			
単位: mg/kg				単位: mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	[略]	[略]	[略]	農薬	[略]	[略]	[略]
	クロチアニジン	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	10 1 5		クロチアニジン	稲わら 稲発酵粗飼料 [新設]	2 1 [新設]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1		クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
	シラフルオフエン	稲わら 粃米	20 15		[新設]	[新設]	[新設]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	アゾキシストロビン	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	5 1 2		アゾキシストロビン	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	5 1 2
	イソチアニル	稲わら 粃米	2 0.3		[新設]	[新設]	[新設]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	フェリムゾン	稲わら 粃米	20 5		フェリムゾン	稲わら 粃米	2 5
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7		ベンゾフェナップ	稲わら	0.7

	<u>ベンフレセート</u>	稲わら	0.3
[略]	[略]	[略]	[略]
重金属等	[略]	[略]	[略]
かび毒	[略]	[略]	[略]
その他	[略]	[略]	[略]

注：1～4 [略]

	[新設]	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]
重金属等	[略]	[略]	[略]
かび毒	[略]	[略]	[略]
その他	[略]	[略]	[略]

注：1～4 [略]

## 飼料の有害物質の指導基準の制定について

昭和63年10月14日付け63畜B第2050号  
 最終改正 平成25年10月30日付け25消安第3421号  
 (改正箇所：下線部)

別紙

単位: mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農業	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
	エチプロール	稲わら	3
		籾米	1
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	クロチアニジン	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
		籾米	5
	クロマフェノジド	稲わら	5
		籾米	3
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
	シラフルオフェン	稲わら	20
		籾米	15
	ジノテフラン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	5
	スピノサド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	ダイアジノン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	チアクロプリド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアメトキサム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	テブフェノジド	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	10
	トリクロルホン	稲わら	2
		籾米	2
	ピメトロジン	稲わら	1
	フィプロニル	稲わら	0.2
稲発酵粗飼料		0.1	
フェノブカルブ	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	3	
フェンチオン	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
フェントエート	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
	籾米	0.7	
ブプロフェジン	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	15	
	籾米	10	
マラチオン	稲わら	0.2	
	籾米	2	
メトキシフェノジド	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	2	
	籾米	2	

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
アゾキシストロビン		稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	2
イソチアニル		稲わら	2
		粃米	0.3
イソプロチオラン		稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
		粃米	15
イプロベンホス		稲わら	15
エディフェンホス		稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
オキシリニック酸		稲わら	10
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3
オリサストロビン		稲わら	5
		粃米	1
クロロタロニル		稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
シメコナゾール		稲わら	1
		粃米	0.3
チウラム		稲わら	0.04
		稲発酵粗飼料	0.02
カルプロバミド		稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベノミル		稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	10
ヒドロキシイソキサゾール		稲わら	1
		粃米	0.5
ピロキロン		稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
フェノキサニル		稲わら	30
		稲発酵粗飼料	3
フェリムゾン		稲わら	20
		粃米	5
フサライド		稲わら	130
		稲発酵粗飼料	30
フラメトビル		稲わら	5
		粃米	1
フルジオキサニル		稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.1
フルトラニル		稲わら	20
		稲発酵粗飼料	5
		粃米	5
プロクロラズ		稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
プロベナゾール		稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
		粃米	0.3
メトミノストロビン		稲わら	5
		粃米	2
メタラキシル		稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
メプロニル		稲わら	25
		稲発酵粗飼料	10
		粃米	7
2, 4-D		稲わら	1
MCPA		稲わら	2
オキサジクロメホン		稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
	キノクラミン	稲わら 粃米	0.3 0.05	
	クミルロン	稲わら	2	
	グリホサート	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.2	
	グルホシネート	稲わら	0.5	
	ジクワット	稲わら	0.05	
	シハロホップブチル	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	2 0.1 2	
	ジメタメトリン	稲わら	0.2	
	ダイムロン	稲わら	0.7	
	パラコート	稲わら	0.3	
	ハロスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
	ピリミノバックメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1	
	プロモプチド	稲わら	2	
	ペノキススラム	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	0.2 0.1 0.1	
	ペンスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.1 0.05	
	ペンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1	
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1	
	ベンディメタリン	稲わら	0.02	
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7	
	ベンフレゼート	稲わら	0.3	
	モリネート	稲わら	0.3	
	パクロブトラゾール	稲わら	0.7	
	プロヘキサジオンカルシウム塩	稲わら	0.2	
	重金属等	鉛	配合飼料, 乾牧草等 魚粉, 肉粉, 肉骨粉	3 7
		カドミウム	配合飼料, 乾牧草等 魚粉, 肉粉, 肉骨粉	1 3
水銀		配合飼料, 乾牧草等 魚粉, 肉粉, 肉骨粉	0.4 1	
ひ素		配合飼料, 乾牧草等 (稲わらを除く) 稲わら 魚粉, 肉粉, 肉骨粉	2 7 7	
かび毒		アフラトキシンB1	配合飼料 (牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く), 豚用 (ほ乳期子豚用を除く), 鶏用 (幼すう用及びプロイラー前期用を除く) うずら用)	0.02
	配合飼料 (ほ乳期子牛用, 乳用牛用, ほ乳期子豚用, 幼すう用, プロイラー前期用)		0.01	
その他	メラミン	尿素を除く飼料 (飼料原料を含む。)	2.5	